

別 紙

答申第 111 号

答 申

1 審査会の結論

島根県警察本部長（以下「実施機関」という。）が本件審査請求の対象となった公文書を不存在として非公開とした決定は、妥当である。

2 本件諮問に至る経緯

- (1) 平成 28 年 4 月 24 日に本件審査請求人より島根県情報公開条例（平成 12 年 12 月 26 日島根県条例第 52 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づく公文書公開請求があった。
- (2) 本件公文書公開請求の内容は、「平成 26 年 4 月 2 日付警察庁丁規発第 32 号他『最高速度規制の点検・見直し等の更なる推進について（通達）』（以下「32 号通達」という。）に基づく、第 1 の 3 留意事項に係る、有機的連携による推進体制の確立を意味する警察本部及び浜田警察署における体制がわかる資料」である。
- (3) この請求に対して実施機関は、平成 28 年 5 月 6 日付けで公開決定等の期間延長を行い、同年 5 月 20 日付けで保存期間の経過により廃棄したため公文書が存在しないという理由で非公開決定を行った。
- (4) 審査請求人は、この決定を不服として平成 28 年 5 月 30 日付けで島根県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に審査請求を行った。
- (5) 諮問実施機関は、条例第 20 条第 1 項の規定に従い、平成 28 年 7 月 5 日付けで当審査会に諮問書を提出した。

3 審査請求人の主張

- (1) 審査請求の趣旨
本件公文書の非公開決定を取り消し、全部公開を求める。
- (2) 審査請求の理由
審査請求人の審査請求書及び意見書等による主張の要旨は、次のとおりである。
 - ア 交通規制（行政処分）に至る過程を記録した文書は、規制効果が 10 年を超えるものは、30 年保存しなければならない。よって、「保存期間が経過したため廃棄した」という理由は成り立たない。存在するはずである。
 - イ 島根県警察交通事故抑止に資する速度管理委員会の設立に関する文書は、文書ファイル基準表の「交通安全対策関係綴」に該当するので、保存期間 5 年となり保存期間は満了していない。
 - ウ 以前、公開請求で平成 28 年度版の文書ファイル基準表を公開してもらった。島根県警察交通事故抑止に資する速度管理委員会の設立に関する文書は、文書ファイル基準表の「編集区分 A6001：交通安全対策関係綴」に該当し、5 年保存となるので文書が存在するはずである。

4 実施機関の主張

諮問実施機関の非公開理由説明書及び実施機関の意見陳述等による主張の要旨は、次のとおりである。

- (1) 32 号通達に基づく取り組みの検討については、同時期に設置した「島根県警察交通事故抑止に資する速度管理委員会」と密接に関連し、関連所属も同一のため、32 号通達に基づいた推進体制は作らず、同委員会の中で併せて検討することとした。したがって、同委員会の設立に関する文書が該当するが、当該文書は既に保存期間が満了し廃棄している。
- (2) 浜田警察署についても、32 号通達による推進体制については、既存の幹部会議等を利用して検討したので、推進体制を示す公文書は作成していない。
- (3) 審査請求人が主張する「編集区分 A6001：交通安全対策関係綴」は本県のものではない。

5 審査会の判断

(1) 条例の基本的な考え方

条例の目的は、地方自治の本旨にのっとり、県民が県政に関し必要とする情報を適切に得ることができるよう、公文書の公開を請求する権利につき定めること等により、県政に関する情報の一層の公開を図り、もって県民に説明する責務を全うするとともに、県政に対する理解と信頼の下に県民参加による開かれた県政を推進することである。

条例の基本理念は原則公開であり、非公開とする情報の範囲を定めるに当たっての基本的な考え方は、請求者の権利と請求された公文書に情報が記録されている個人・法人・その他の団体の権利利益及び公益との調和を図ることにある。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 本件対象公文書について

本件対象公文書は、32 号通達の「第 1 の 3 留意事項(1)」により指示された「『有機的連携による推進体制の確立』に対応して島根県警察本部及び浜田警察署で確立された推進体制がわかる資料」である。

(3) 本件対象公文書の不存在について

ア 実施機関は、32 号通達に基づく島根県警察本部の取り組みについて、当該通達と同時期に設置した「島根県警察交通事故抑止に資する速度管理委員会」（以下「速度管理委員会」という。）で検討することとしたため、本件対象公文書は速度管理委員会の設立に関する文書が該当するが、既に保存期間が満了し廃棄しているため公文書が存在しないと主張している。

また、浜田警察署の推進体制については、既存の幹部会議等を利用して検討したので、推進体制を示す公文書は作成しておらず不存在であると主張している。

イ 当審査会が当該事案に関する関係資料を実施機関に提出させ調べたところ、本件対象公文書は、平成 26 年度ファイル管理表（交通企画課）の「総記－通達－通達原議」（以下「通達原議」という。）に区分され、管理されていたことが確認できた。

この通達原議には様々な保存期間の公文書が綴られており、本件対象公文書は島根県警察公文書管理規則の別表 12 の項の「(5)その他 1 年の期間保存する必要があると認められるもの」に該当するという実施機関の判

断により、1年保存とされていた。

また、審査請求人が5年保存であるので文書が存在するはずであると主張する「編集区分A6001：交通安全対策関係綴」について、当審査会で調べたところ、他県警察本部のファイル基準表に存在することが確認されたが、実施機関である島根県警察本部のファイル基準表やファイル管理表に「編集区分A6001」といった記号・番号自体は存在せず、「交通安全対策関係綴」というファイル名も存在しないことが確認された。

ウ さらに、浜田警察署の推進体制を示す公文書についても、当審査会が当該事案に関する関係資料を調べたところ、該当する文書の存在は認められなかった。

エ これらの状況から本件対象公文書の存在を推認させる事情もなく、本件対象公文書が存在しないとの実施機関の説明は不合理とは言えず、本決定は妥当である。

(4) 以上から、冒頭「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(諮問第 133 号に関する審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
平成 28 年 7 月 5 日	諮問実施機関から島根県情報公開審査会に対し諮問
平成 28 年 7 月 27 日	諮問実施機関から非公開理由説明書を受理
平成 28 年 12 月 22 日 (審査会第 1 回目)	審議
平成 29 年 1 月 27 日 (審査会第 2 回目)	審議
平成 29 年 2 月 23 日 (審査会第 3 回目)	審議
平成 29 年 3 月 23 日 (審査会第 4 回目)	審議
平成 29 年 5 月 10 日	審査請求人の意見書を受理
平成 29 年 5 月 18 日 (審査会第 5 回目)	審査請求人から意見聴取、審議
平成 29 年 6 月 22 日 (審査会第 6 回目)	実施機関から意見聴取、審議
平成 29 年 7 月 20 日 (審査会第 7 回目)	審議
平成 29 年 8 月 24 日 (審査会第 8 回目)	審議
平成 29 年 9 月 21 日 (審査会第 9 回目)	審議
平成 30 年 2 月 16 日 (審査会第 10 回目)	審議
平成 30 年 3 月 29 日 (審査会第 11 回目)	審議
平成 30 年 4 月 19 日 (審査会第 12 回目)	審議
平成 30 年 10 月 19 日	島根県情報公開審査会が諮問実施機関に対し答申

(参考)

島根県情報公開審査会委員名簿

氏名	現職	備考
永松 正則	国立大学法人島根大学法文学部准教授	会長代理
藤田 達朗	国立大学法人島根大学理事・副学長	会長
マユーあき	公立大学法人島根県立大学人間文化学部教授	
横地 正枝	行政書士	平成30年4月21日まで
木村 美斗	行政書士	平成30年4月22日から
和久本 光	弁護士	